

# 関釜裁判ニュース

1999年10月10日発行

第29号

金山「従軍慰安婦」  
女子勤労挺身隊  
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う  
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年十二月二十五日以来三次にわたり、韓国釜山市などの元「従軍慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、山口地裁下関支部に、日本国との会並びに国連総会での公式謝罪と賠償を求めて、国を相手に提起した裁判である。

## 注目が高まる広島控訴審

～第三回口頭弁論を傍聴して～

井上由美

裁判所では傍聴席に入れない人が四十人も出て、関釜裁判への関心の高さをうかがわせました。広島では「関釜裁判を支える広島連絡会」、「関釜裁判を支える福山連絡会」が結成され、「県北連絡会」の準備会も発足しています。

梁錦徳さんは、昨年四月の一審判決で、勤労挺身隊の訴えがしりぞけられたことへの無念をにじませながら、改めて当時の自分たちがおかれた状況、それがかえりみられることがなく半世紀を経過したやりきれなさを訴えました。（四ページ参照）。

女学校で勉強できると喜んだのもつかつた時代のことを語りました。ついわたしたちは「本当に日本語がうまい」と感心していました。梁錦徳さん、付き添いと通訳で光州千人訴訟代表の李金珠（イ・クムジュ）さんといっしょの座席で広島駅に着くまで、

八月二十四日、関釜裁判の第三回控訴審

では、国の被害者への戦後の不法行為に対する請求を、一審で棄却されたことに對しての反論の準備書面が出され、勤労挺身隊原告・梁錦徳（ヤン・クムドク）さんの意見陳述が行われました。梁さんは名古屋ではじめた朝鮮女子勤労挺身隊訴訟の、名古屋三義を訴えた原告でもあります。

当日は傍聴のため、新幹線で広島に向かいました。梁錦徳さん、付き添いと通訳で光州千人訴訟代表の李金珠（イ・クムジュ）さんといっしょの座席で広島駅に着くまで、

いろんなお話を伺いました。

梁さんは工場で働いたつらかった日々のことがずっと深い傷あとになっています。五十年以上たつていっそう、無念さが大きくなっているように思われました。李さんは「学校では朝鮮語をしゃべるとひどく叱られていた」と母国語さえ自由に話せなかつた時代のことを語りました。ついわたしたちは「本当に日本語がうまい」と感心して、通訳なしでの会話を有難がつてしまいがちなのですが、彼女たちが語る日本語にも、重い歴史がかぶさっています。

しかし、彼女の意見陳述の途中、裁判官のひとりが居眠りをしていたのには憤慨。



応援にかけつけて下関で弁護士たち

全身全靈の訴えにはもつと厳粛に耳を傾けるべきでは。

口頭弁論ののち弁護士会館に移つて、記者会見と報告集会が行われました。「戦後補償を考える弁護士連絡協議会（弁連協）」の今村、鈴木、高木、横田、永野弁護士らも駆けつけられ、「閨金裁判」の昨年四月の「下関判決」の重要性を重ねて述べられました。

C級戦犯の裁判などで、立法措置を促す判決が出ています。「下関判決」はその頂点に立ち、大きな位置を占めているのです。

「被害者たちの状況は、その問題の解決にはほど遠く、違憲状態といえる中、何らかの形で早急に立法を行うことが国の義務であり、この画期的な『下関判決』をどのように高裁で展開していくかが、今後の課題である。立法化運動を進める上でも、立法化の義務を示した『下関判決』を擁護していくことがたいへんに重要」といつたことを解説し、「戦時性的被害者補償要綱」の案も鈴木弁護士から提示されました（三ページ参照）。

「正義」の実現のためには、現在の法律が間に合つてないのが現状となっています。

戦争犯罪については時効がない、ということを念頭に、目的に合わせて法を解釈するのが法律家の努め、という弁護士の言葉が印象的でした。

梁さんは会場の参加者に感謝の言葉を述べながら、裁判でのいい結果を待っています、と付け加えました。梁さんが切実に

求めているのは、「ふみにじられた人格の尊厳を回復してほしい」ということなのです。「女子勤労挺身隊」とは、歴史的に見れば、皇民化政策による、人権侵害ではないでしょうか。

そして今回の傍聴、報告集会にテグから参加されていた、元日本軍「慰安婦」の李容洙（イ・ヨンス）さんは、語りかけるよううに聴衆に訴えました。歴史のはざまで苦難を味わった人だから言える言葉です。

「いつまでも謝罪と賠償をしないと、日本という国がもつとひどくなりますよ。日本は忘れても、当事者である被害者はこうして生きているのです。この問題が解決すればもつと日本もいい国になるし、日韓の関係だつてよくなるに違いありません」。



## 戦時性的強制被害者補償要綱（第一次案）

### 1. 目的

この法律は、国が、第二次大戦の戦前戦中期において、旧日本軍の直接的間接的関与により女性に対し軍「慰安婦」等として性的行為を強制し、戦後その被害を放置し続けたことが、日本国憲法の根幹的価値に関わる基本的人権の侵害であったことを認め、これら女性個人（『戦時性的強制被害者』という）に対してこれを謝罪し、補償することを目的とする。

### 2. 戦時性的強制被害者 — 定義

戦時性的強制被害者とは、これに該当するものとして内閣総理大臣が各国または地域別に類型的に指定する受給要件を充たす者とする。

### 3. 補償

国は、戦時性的強制被害者の中、1993年8月4日付内閣官房内閣外政審議室調査報告書「いわゆる従軍慰安婦について」の公表の日の生存者またはその遺族に対し、この法律に基づき、一時金として戦時性的強制被害者一人当たり金〇〇〇万円を支給する。

### 4. 戦時性的強制被害者補償委員会

内閣総理大臣は、補償金の受給要件の認定手続及び支給方法の確定並びに補償金支給の実施のために、戦時性的強制被害者補償委員会を設立する。

### 5. 事業の実施と広報義務

国は、この法律に基づく補償金の支給事業を5年以内に完遂できるよう努め、そのための広報活動をしなければならない。

### お知らせ

★ 10月24日(日)  
★ 午後4時～5時  
福岡市天神・岩田屋前での  
街頭宣伝・街頭署名に  
参加を呼びかけます！



左から李容洙(イ・ヨンス)さん、李金珠(イ・ムジュ)さん、  
三栗錦(ミヤマ・タマドク)さん

## 梁錦徳（ヤン・クムドク）さん の意見陳述



昨年四月二七日、下関裁判所で一審の判決を聞いて、余りにも悔しくて寝ころびながら大声で泣いた韓国光州の梁錦徳です。被害事実は認めるが、賠償も謝罪も必要がないとは一体どういう判断でしようか。

人間だから過ちはあり、過ちには謝罪し、損害を償うのが人間の良心だと思います。ルソーは「良心は人間の神聖な本能」と言っています。これは、私が日本人の先生から習ったことです。

私は植民地時代に日本人として生まれ、名前も日本名に変え、日本人として教育を受けました。毎日、全校生徒は東に向かって、見えもしない天皇に最敬礼し、皇國臣民の誓詞を唱えさせられました。

国民学校六年生になつたばかりの五月、校長先生の正木俊雄と近藤という憲兵が教

室に入つてきて、「頭のよい生徒は挺身隊として日本に行けば、女学校に行ける。帰る時には家を一軒買えるお金を持つて帰れる。行きたい者は手をあげろ」と言われ、クラス全員が手をあげました。私を含めた十人が選ばれ、私は大喜びで家に帰り、両親に知らせました。しかし両親は驚いて、

お前を日本にやることは絶対にできないと言いました。私は校長先生に両親が許さないと言いましたが、校長先生は約束を守らないとお父さんを警察が逮捕して刑務所に入れると答えました。私は悩んだ挙げ句、父が寝ているすきにこつそり印鑑を持ち出し、先生に渡しました。

私は日本のどこに行くのかも知りませんでしたが、日本の憲兵の引率で着いたところは名古屋市の三菱重工道徳工場でした。

血がでました。一日の仕事が終わると足が腫れて、靴も履けなくなりました。

よそみをしたり、隣の友達と話をしたりすると「朝鮮人、半島人」とののしられ、殴られました。便所に行く時間も決められていて、長く入つていると叱られ、叩かれました。

食事はまずい麦飯で、分量が少なく、重労働をする私たちには全然足りませんでした。おかげも朝は梅干し、昼は福神漬かタクアンだけで、夕食もおかげ一品でした。

食事はいつも日本人の少女が終わってから朝鮮人の少女が食べました。ある日、日本人と朝鮮人が交代する時のことです。日本人の少女たちが食べ残したご飯がバケツの中にあるのを見つけ、私は食べようとして手に取りました。その瞬間、日本人の少女が「朝鮮人キタナイ」と言つて私の手を足で踏みつけたのです。

ある日、道端にスイカの皮が落ちているのを見つけ、こつそり拾つて、ごみをモンペで拭いて食べました。とても美味しく、今、どんなスイカを食べても、そのように美味しいスイカに出会うことはありません。

一九四四年に名古屋で地震が発生し、工

場が破壊され、一人の友達が死ぬのを見て、恐ろしくてぶるぶる震えました。私も左肩を強く打ち、その傷痕は今も残り、後遺症が私を悩ませています。悪臭のため匂いが分からなくなり、頭痛にもずっと悩まされました。

それでも、校長先生との約束に希望をつなぎ、いつから女学校に行けるのかと何度も監督に聞きました。監督はいつも、「来月から」というばかりでした。「月給を下さい」と言つたこともありますが、「お前たちの給料は貯金してあるので家に帰ると一 度に払う」と言いました。結局、給料も貰うことができませんでした。

こんな生活を慰めてくれる人も誰一人いませんでした。私は父母兄弟が恋しくて毎晩泣いてばかりいました。父母に手紙を何度も書きましたが、手紙は封をしないで監督に渡す規則になっていました。帰国してから父母に聞くと、一度も手紙を受け取ったことはなく、いつも悲しみ、心配していました。結果、父母は、このような心労が元で、早く亡くなってしまいました。

私は賃金も受け取らないまま帰国しました

たが、今まで日本国からも三菱重工からも何の連絡も謝罪もありません。その後、私は勤労挺身隊に動員されたことを隠し、息をひそめるように五十年余りを暮らしていました。

私は、このようにして踏みにじられた私の人格の尊厳を回復し、「恨」(ハン)を解くという痛切な願いを訴訟に託しました。しかし一審の判決はそれを棄却したのです。人間は平等です。それなのに、日本は私たちに牛馬にも及ばない冷遇と虐待をしました。それに対する謝罪と賠償を求めて、又私たちを差別するのでしょうか。

アメリカやカナダでは、強制収容された日本人に議会が国を代表して謝罪し、補償しました。ドイツではナチスに迫害を受けたユダヤ人を探して補償しています。

日本人も朝鮮人を苦しめ損害を与えたことを忘れず、高齢になっている私に、速やかに正義を実現されることを切実に求めます。

## 広島県北にも支援の輪を

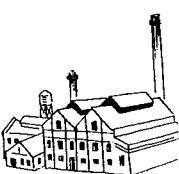
福政康夫

(高暮ダム強制運行を調査する会)

広島高裁第三回口頭弁論での原告の来日を機会に、これまで気になりながらも動かなかつた広島県北で、ようやく「関釜裁判」を支援する組織の結成に辿りつこうとしている。

八月二十四日の口頭弁論に駆けられた原告ハルモニの梁錦徳(ヤン・クムドク)さん・大邸から応援に来られた元「日本軍慰安婦」李容洙(イ・ヨンス)さんと、三月の高暮ダム強制連行犠牲者追悼謝罪式にも迎えた李金珠(イ・クムジュ)さんを三次の地にお迎えし、『関釜裁判』原告ハルモニの証言を聞く三次集会を約八十名の参加で開くことが出来た。

八月二十五日午後五時半から、三次市人権センターでの、この集会は『平和な未来を子どもたちに残そうおんなの会・北ワイング』『中国帰還者連絡会』『備後・靖国問題を考える念仏者の会』『広島県教職員組合三次地区支部』『高暮ダム強制運行を調



査する会」の五団体が準備会を組織して取り組んできた。

この「関釜裁判」の経過報告を広島連絡会の土井桂子さんに語っていただき、参加者に改めてこの裁判の持つ意義を意識づけていただくことが出来た。

やさしさの中に、やり場のない憤怒を込めて語られる原告の証言を聞く参加者は、涙と日本国家に対する憤りで顔を紅潮させ、じつと聞き入っていたのが印象的であつた。証言中、何人の人が、ハンカチを目に当てていただろうか。

証言後の「質疑・意見交換」では、短い時間ではあつたが、これまでにない多くの方からの発言があつた。その多くの発言は、県北での大部分の人がそうであるように、「このような事実をこれまで知らなかつた」

「日本人として実に恥ずかしい」

という自らへの悔悟であり、

「日本政府や司法の態度は絶対に許すことが出来ない」

「最近、特に、司法の反動化が目立つようになつた」

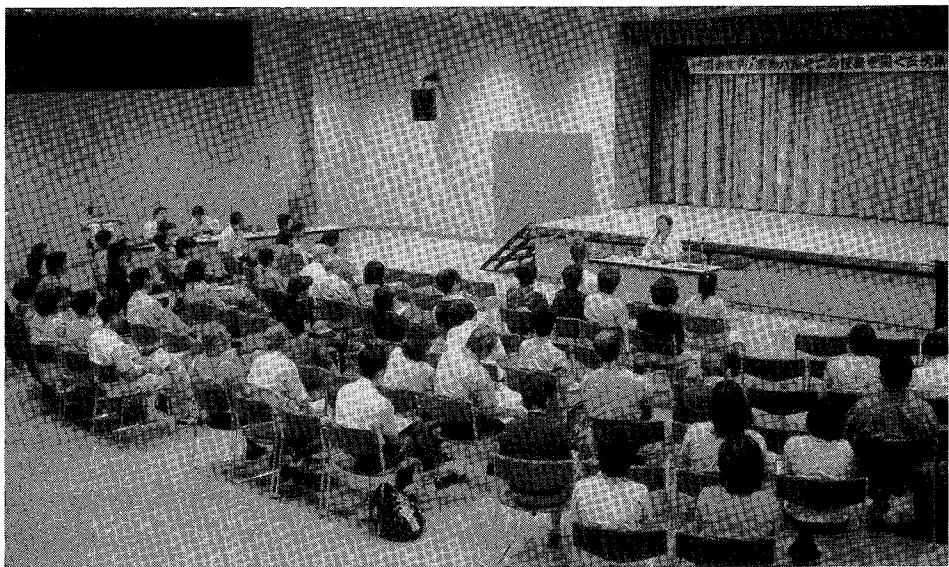
という憤りに代表されるものであつた。

また、特に、この集会に参加した中学生・高校生の発言は、多くの参加者に感動を与えた。

この裁判が、日本国家の加害責任とアジアの人々への補償を含む、戦後処理放置責任のありようを問われている重要な裁判であること、我々に突きつけられた人間の尊厳を守る戦いであることを認識し、この裁判の完全勝利を目指さなければならない。

今回開いた「三次集会」を機に、全国各地の支援組織に連帯した運動が出来るよう、前述の五団体を軸に、遅ればせながら、これまで、沈滯気味であつた広島県北での「関釜裁判支援」の組織作りを進めたい。

この集会の参加者に協力いただいた「集会アンケート」を収録した小冊子も資料にしながら、今後、広島県北部の多くの団体やこの集会に来られた人たちに呼びかけて、十一月二十六日の第四回口頭弁論には、是非県北の地から多くの支援者の傍聴を期待します。



集会の様子

## 関釜裁判支援・市民の夕べ

関釜裁判を支える広島連絡会 藤田昌利

裁判に来られない人達に原告の声を聞いて欲しいとの思いで、口頭弁論のあつた八月二十四日、原告の梁錦徳さんを含む三人の方をお招きして、話をうかがいました。

通訳として来られた光州遺族会会长の李金珠さんは広島についての想いと、病気で来られなかつた原告李順徳（イ・スンドク）さんの、日本軍人・日本政府に謝罪とつぶやきを求める言葉を伝えていただきました。梁錦徳さんのお話は、だまされて行き先も知らず名古屋の三菱に行つたこと、一日十時間以上の立つたままの重労働、粗末な食事、劣悪な職場環境、差別と、国民学校六年生の少女にはあまりにも過酷な経験などでした。

大邱より応援に来られた元「従軍慰安婦」李容洙さんは、自らの体験をきかせていただきました。どの事実も重たく、心に残るものでした。

予定していた踊りや演奏が直前できなくなり、急に松岡代表に話ををお願いしたり、参加者数もすこぶる控えめで、広島連絡会の実力が遺憾なく発揮された形となりましたが、メゲズ に今後もガンバリたいとおもいます。

今回七八歳と高齢な李金珠（イ・クムジュ）さんに無理をしていただきましたが、事務局に日本語でお便りが届いていますので紹介いたします。

無事到着しています。

お送り下さいました写真うけとりました。月例会（注・光州遺族会）の時にみせてやります。ありがとうございます。

今回の行事で皆さん大変だったと思います。真心込めてお礼申し上げます。

二十六日、三次で昼食を終え、実国さんと山田さんは私たち三人をボンゴに乗せて、福山に三時間ぐらいかかるてようやく集会場まで探しました。大変お疲れ様でしょう。

三次の集会でも福山の集会にても司会者の話は先に「李金珠さんは八時三十分からは眠らないとだめだから疲れないようにして下さい」と頼まれています」といわれ大変助かりました。

福山では「慰安婦」は知っているが女子

勤労挺身隊とは始めて聞きましたと大変関心をもって熱心に聞いていました。質問の時間には何人かの人が立つて涙ぐみながら「日本は大変悪いことをしました。関心を

もつて取り組みます。必ず謝罪し補償しなければなりません」といいました。

集会が終わつて、三次も福山でもお酒があつたし、踊りがありました。

福山では夕飯を食べる途中一人のお嬢さんが元気よく立つて「私はダンスをします」といつて始めましたところ、若い男女二十名以上と李容洙さんも全部立つて踊り始めました。お嬢さんの踊りは大変素晴らしい踊りでした。

踊りが上手な梁さんにもやらせました。梁さんの踊りには拍手喝さいでした。実国さんは梁さんの偏僻踊りに面白く大きな声で笑つたのです。そこまで見てわたしは死んでしまいました。相当長く踊りながらやかましかつたけれど、私はビクともせず寝ました。皆は私を見て心から笑つたと思います。そこの横山淑恵先生からは体によい薬まで戴きました。

翌日横山先生の車に乗つて広島空港まできました。

今回の広島・三次・福山の集会は意義深い集会でした。皆がよく進んでいく事に対して本当に感謝します。

## 戦争被害調査会法が上程、

### 継続審議となる

花房俊雄

社民党は法案提出者にならなかつたが、「恒久平和議連に名前を連ねてきた以上は、法案成立に向けて責任をもつ」(清水澄子議員)と明言。

### ◆立法化の現段階

八月十日、「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」が鳩山由紀夫(民主)、武村正義(さきがけ)、木島日出夫(共産)の三氏の提案で、民主・共産・無所属の会所属の衆議院議員百十八名の賛同を得て衆議院に上程された。十三日衆議院議院運営委員会で継続審議扱いになつた。廃案にならず継続審議扱いになつたのは、公明党の同法案への強い支持があつたからである。

上程が遅れたのは、恒久平和議連の常任幹事・馳浩参議院議員が自民党に同法律案を持ち帰つて参議院自民党「議員立法推進委員会」で審議されるのを見守つて来たからである。しかし、賛否両論の末、保留・継続扱いになつたのを受けて民主・共産議員を中心とした上程の運びとなつた。

自民党との連立を組む公明党は、七月二十四日党大会で戦時中の真相究明について取り組むことを確認し、神崎代表が小渕総理に大会文書を手渡した。

岡県本部代表の東議員には別に公明党県議の北原さん(つい最近北朝鮮を訪問した県議団の團長)から要請文を手渡していただいた。

九月に入り地方議会が始まり、昨年に引き続き福岡県議会、市議会への請願書の提出、北九州市議会への陳情書の提出を行つた。九月二八日、福岡県議会に提出後記者会見も行つた。

九州においては他にも、「歴史の真実を明らかに!全国キヤンペーン」に参加した鹿児島や佐賀のメンバーによる地方議会への請願や街頭署名が取り組まれている。

### ◆戦後補償を求める新たなるねり

戦後補償をかたくなに拒否していた政府や企業の壁が今年に入りついに崩れ始めた。四月六日、日本钢管に強制連行の謝罪と賠償を求めていた韓国の金景錫(キム・ギヨンソク)さんの裁判が、東京高裁で和解により解決した。日本企業が強制連行・強制労働の償いをした事件としては新日鉄に次いで二つ目であり、被害当事者に対する償いとしては初めてだ。四百十萬円の支払いと実質的に謝罪と受け取れる意思表示をした。原告を初めとする支援者たちのすばらしい運動が企業を追い込んで行った成果で

ある。女子勤労挺身隊原告たちへの企業補償に希望を持たせるものである。

また野中官房長官がこの春、在日韓国人の軍人・軍属への補償に言及し、現在内閣外政審議室において検討が行われている。日韓条約の谷間に置かれてきた未解決の問題によく政府が着手した。新ガイドライン法の成立、日の丸・君が代の法制化等に対する韓国社会の反発や懸念への配慮が背景にあるかもしれない。また当人たちが望んでいる「戦傷病者・戦没者遺族援護法」の適用という日本人戦傷病者たちとの平等な補償ではなく、三百万円から八百万円という一時金（日本人の場合は一人当たりこれまで七千万円ぐらい支払われている）が検討されているなど、問題点も多いが、「国間条約で決着済み」とのこれまでの政府の頑なな態度がついに崩れ始めた。

だが国際社会の日本政府と企業への個人補償を求める動きは、ドラスチックな展開を始めている。旧日本軍による戦争犯罪の被害者であるアジア系住民が数多く住むアメリカのカリフォルニア州で七月「戦時中の強制労働は二〇一〇年までに提訴すれば時効は適用されない」とする法律が成立了。アメリカにあるドイツや日本の企業等が裁判の被告となり、敗訴すれば賠償責

任が負わされる。さらに八月には同州議会で日本に公式謝罪を求める決議が採択された。アメリカにおける日系人の強制収容被害に対するリドレス運動を展開してきた日系議員が、日本の戦争による被害者に思いを重ねて提案したのである。この法律に基づいて元米軍捕虜や在米韓国人から既に四件の裁判が提訴され、五百人以上の被害者を代表している。カリフォルニア州以外にも提訴の波は広がりつつあり、担当のデビット・ケーシー弁護士は「これは始まりにすぎない。米国内でこの種の訴訟は激増する」と断言している（九／十六付毎日）。

既に米国内ではドイツ企業の強制労働被害者がシーメンスやフォルクスワーゲンなどを相次いで提訴し、ドイツ政府は今世纪中の解決を目指して被告企業と合同で補償基金を設立することを決定し、基金の額を巡つて交渉が続いている。

日本国内での国や企業を相手取つた強制労働被害者の訴訟は時効の壁などを理由にことごとく敗訴しているが、アメリカでの訴訟の進展に伴い、強い影響を与えずにはおかしいであろう。ドイツのケースと同様、日本の政府を巻き込んだ解決が問われていくと思われる。

一方八月の国連人権小委員会で、日本軍

「慰安婦」への謝罪・補償・責任者処罰が再度確認され、二国間条約で個人の補償を求める権利は消滅しない事が決議に示された。七月には台湾の元「慰安婦」たち九人が新たに裁判を起こし、「国民基金」による「解決」への強い拒絶を意思表示した。

#### ◆早期成立に向けて

戦争の世紀であつた二十世紀末に欧米各国で第二次大戦下の戦争犯罪の克服を目指す戦争被害者たちの決起と、それに応えんとする国や企業の努力が進んでいる。それは現在の各地における戦争や地域紛争下での人権侵害を許さない国際社会の対応と相互関係をもつて進行している世界史の流れである。日本の国だけがその流れの外にたたずむことができるはずがない。

戦争被害調査会の立法化は世紀末の世界史の流れを見据えながら、国会議員と市民による過去の克服への自立的な第一歩を踏み出す動きである。早期成立を目指して悔いのない取り組みを続けたいと思う。会員の皆さんの街頭署名への参加や、周辺の人達への署名集めに引き続き協力をお願いします。



「朝鮮人女子勤労挺身隊関係訴訟弁護団・支援団体交流集会」に参加して

松岡澄子

七月三日、名古屋で「朝鮮人女子勤労挺身隊関係訴訟弁護団・支援団体交流集会」が初めて開催され、熱い討論の中で実り多い集会となつた。

朝鮮人女子勤労挺身隊関係訴訟とは、富山の不二越（最高裁）関釜（広島高裁）東京麻糸（静岡地裁）名古屋三菱（名古屋地裁）の四団体が国や企業を被告に謝罪と賠償を求めている裁判である。不二越や関釜判決のように、挺身隊原告には有利な結果を獲得できなかつたのが現実である。それは「女子勤労挺身隊」について研究や文献も少なく、韓国、日本とともに認識すら不十分であることが訴訟の進展にも影響があると言える。この現状を克服すべく交流集会が企画された訳だが、富山不二越が参加できなかつたのは残念であった。

用意された会場が狭い程の参加者（約五十人）の活発な議論を経て、次のような具体的提案が確認され、今後もこのような交

流集会を開催していくことが約束された。

①被告＝国側は私たちの訴えに対し、一切の事実認否を拒否しているが、名古屋三菱はこの点について妥協せずに事実認定をきちんとやらせる。

静岡では「請求自体失当」として国は一切の事実認否を二年間、拒否したままである。そのような事態をふまえて、これから審理が始まる名古屋は認否要求書を提出し、答弁書をもらう予定である。

②韓国内の支援がない状況を克服するため、ソウルの挺対協、法曹界、マスコミなどに積極的に働きかけていく。

なる組織が絶対必要である。混同の認識を正していく等、世論喚起のために働きかけが求められる。又、日本の弁護士と共に担つてくれる法曹界の発掘も課題である。

③ILOへの要請活動を主体的に行っていく。そのために、まず手続きなど調査を行う。

ILO（国際労働機関）専門家委員会では「戦時下の強制労働について、強制労働条約に違反する」と明確に批判しているので、ILOに文書を送るとか、ロビー活動をするなど、女子勤労挺身隊問題を国際機関に働きかけていくことが重要である。

④不二越裁判については、最高裁審理への関心の広がりを示すために、不二越弁護団と協議しながら、他の三つの裁判の弁護士たちも代理人となつて、最高裁上告理由補充書を提出し、調査官面接を図つていく。

韓国内では、慰安婦と挺身隊が混同されているので、原告が実名を明かさず、韓国に放映されるTVには顔を隠す現実は、裁判上の弱さを露呈している。

被害者が社会に堂々と名乗れる為には、孤立させず心の支えになり、パイプ役にも

⑤韓国政府に対しても働きかけを行うが、まず在日韓国大使館と連絡をとり接触する。

女子勤労挺身隊に関する文献が極めて少なく事実関係の立証が困難であるので、戦時中の資料がある釜山「政府記録保存所」の資料閲覧等、韓国政府に事実関係を明らかにするために協力してもらう。

⑥国會議員に働きかけるとともに真相究明のための調査をさせる。

★交流集会の感想  
女子勤労挺身隊について国会での発言や資料提供等、解決にむけて私たちの代弁者となる議員の発掘。調査会が成立した時は調査に対する具体的な提案をする。(勿論、成立させる為の運動をする)

関釜裁判からは山本弁護士、花房事務局長と共に参加したが、熱い息吹きとパワーに元気をもらつた。

今年三月一日に提訴した三菱名古屋訴訟は、各地の先駆的成果をふまえた上で、



#### 備考

静岡の小池氏が編集・発行して下さった交流集会の報告書を参考にしています。感謝。

又、静岡には歴史研究家も多く、四団体の今までの研究と運動の力を結集して、未だ明らかでない「朝鮮人女子勤労挺身隊」の闇の世界に光がさし始めたと感じた交流集会であった。「三本の矢」ならぬ四本の矢なのだから。

韓国併合の違法・無効論と不作為責任論の多様化(慰安婦との混同による苦痛は被告の不作為に起因している)が工夫・検討された論点である。常任十三名、非常任二十九名の大弁護団と強力な支援する会の三菱名古屋に大いに期待したいところであります。

又、静岡には歴史研究家も多く、四団体の今までの研究と運動の力を結集して、未だ明らかでない「朝鮮人女子勤労挺身隊」の闇の世界に光がさし始めたと感じた交流集会であった。「三本の矢」ならぬ四本の矢なのだから。

報 ! 在日の元「慰安婦」裁判請求棄却

関釜裁判と同時期に提訴した宮城県在住の在日韓国人・宗神道(ソンシンド)さんの一審判決が十月一日東京地裁であった。原告・支援者・弁護団一体となつた丁寧な主張の展開と、当初の判決予定が半年延びたことに関係者は期待を抱いて法廷に臨んだが、成田喜達裁判長は「原告の請求はすべて棄却する。裁判費用は原告の負担とする」とわずか三十秒で幕を閉じる無情な判断であった。

判決文は被害事実は認定しているが、強制労働条約違反等の国際法違反の請求には「個人が直接国家に賠償請求を求める国際慣習法は当時存在せず」として棄却。民法上の請求には、「国家無答責と二十年経過の除斥期間を適用して棄却。関釜裁判で勝訴となつた立法不作為に基づく請求には、「国が何らかの救済手段を設けることは国会の立法裁量の選択肢の一つ」としながらも「憲法上の立法義務があるとはいえない」として棄却。国の主張を全面的に採用した勇気なき東京地裁の裁判官たちに言い知れない怒りを覚える。元「慰安婦」として在日を生きる宗神道さんの無念を想う。

今回の裁判で原告に同行された李金珠（イ・クムジュ）さんは、東京高裁で行われている、光州千人訴訟の原告団長でもあります。今年六月に行われた控訴審での意見陳述を紹介いたします。

## 光州千人訴訟控訴審意見陳述

李金珠

太平洋戦争当時、南洋群島タラワ島で戦死した金道敏（キム・ドミン）の妻 李金珠です。

夫、金道敏が徴用された一九四二年、私たちは生後八ヶ月になる息子を育てながら、なごやかな家庭生活を営んでいました。六代にわたって一人息子が続いた金氏の家門では、私が息子を生むや家中が大喜びで、夫も一門の中で自分が息子を得たと、まるで天下を取つたような喜びようで、「アボチ」（父ちゃん）と呼ぶ声を早く聞きたいと楽しみにしていました。しかし、その八ヶ月目には、徴用という雷が落ちて来

夫は、「徴用されても一年すれば戻る。

遅くとも三年以内には、逃亡しても必ず戻つてくる。」と言つて私を慰め、「それまで元気で生きておれ。また会う日まで日記を交換しよう。」と、固い約束を交わしました。夫は、私たち母子をソウルの私の実家に連れて行き、別れの際に息子の手を握つて、「元気でな」と一言だけ言いました。額には青筋を立て、目は充血し、顔は赤黒く上氣して、それ以上言葉を続ける事ができずに行きました。

召集訓練の度に、「お国に忠義を尽くせ。忠義の道は女子挺身隊に行く事だ。」という趣旨の訓示を、耳にタコができるほど聞かれました。当時は、身体障害者以外は皆挺身隊に引っ張られる状況でしたので、私は母子の生計を立てる為にも、職につきました。仕事を終えて疲れて帰つて来て、家の戸を開ける時のむなしさ。一日中、私の母と遊んでいた幼い息子が、両手を広げて、舌足らずな口で「オンマ」と呼びながらよちよち駆け寄つてくる時、抱き締めてやりながらも、目に浮かぶのは夫の姿であり、落ちるのは涙ばかりでした。あれほど、子供が、「アボチ」と呼ぶ声が聞きたいくらい、赤ちゃんの身体をはかつてみた夫の様子が見えるようでした。夜にはなおさら夫

出征後、夫から月に一度ずつ便りがあり、私は大きな慰めになりました。手紙をよ

こすたびに、「息子はどのくらい大きくなつたのか。」と聞いてくるので、息子の手を手紙の上に置いてなぞつてみたり、息子の落書きまで送つてやりました。そうやって一日も早く帰る事を待ち焦がれていたのですが、こんな手紙のやり取りも九ヶ月で途絶えてしましました。そして私に対しては、召集状が来ました。召集場所は、ソウル西大門阿峴町の職業学校の校庭でした。

が恋しく、目を閉じれば夫が横に寝ているような錯覚にとらわれた事が何度もあった事か。またそれが、どれほどむなしくはかないものであったのか。

夫の便りが途絶えてからも、「必ず戻つて来る」という夫の言葉に一筋の望みを託して生きていましたが、手紙が途絶えて一

年五ヶ月くらいして、戦死通知を受け取りました。「必ず戻つて来る」とあれほど早く約束して出かけた夫が、三年ぶりに紙一枚になつて戻つて来た時、アイゴー、天も地もあらゆるもののが黄色く変色して見え、どんなに泣いても声も出ず、涙一滴出ませんでした。

愛してくれた夫は死んでしまい、息子は言葉を覚え始めるど、「アボヂてなあ」とたずね、もう少し大きくなると、「ぼくにはどうしてアボヂがないの?」と何度も聞くようになりました。やがて六年生になると、祖父、叔父、叔母、私、皆が李の姓なのに、自分がなぜ金なのかと尋ね、実家の家族を泣かせました。これ以上「まかすわけにはいかず、事実をありのままに話して聞かせたところ、「アボヂ」と大きな声で呼びながら、大声痛哭する息子が限りないものであつたのか。

く哀れで、母子二人で泣きました。その後は、父親の写真を学生手帳に入れて持ち歩き、今は自分の部屋に、心をこめて肖像を飾っています。それを見たび、私は百分の一でも慰められます。  
涙の流れぬ日とてない、私の悲しい半世紀です。

この悲しみは私一人だけではあります

ん。日本の戦争に動員された朝鮮人は、百万人以上になります。父、あるいは夫、子供に令状が届いた家庭では、家族が五人であろうが十人であろうが、死刑場に呼ばれたかのように、父母、妻子、兄弟が共に恐怖に震え、食事もせず、泣く声は止まず、その辛さと不安は表現できません。本人と家族併せれば、少なくとも六百万人以上が苦しんだ生地獄でした。

団欒だった家庭は破壊され、夫を失つた未亡人たちは、絶望と涙で夫を偲びながら、子供の養育と生計で、精神的、肉体的にどうぞ幸かつた事が。

父を失い、頼るところがない子供たちは、乞食になつて街を彷徨じ、親戚に雇われた子供らは、虐待と苦痛の涙の日々でした。

我が子を失つた父母は、血を吐き、病氣になり、あるいは精神錯乱を起こしました。

日本の戦争は、どれほど多くの朝鮮人を殺害し、悲嘆と絶望に苦しめ、言葉では表せない被害を与えた事でしょうか。

しかし我々朝鮮人は、日本国から陳謝も賠償も受けていません。私はすでに七八歳、夫が戦死して五五年、日本の敗戦から五二年が過ぎています。

私が代表を務める「太平洋戦争犠牲者光州遺族会」は、全員が日本の戦争の被害者、遺族です。一九九二年、「太平洋戦争犠牲者光州遺族会」は、日本国に対し、公式陳謝と賠償を求める訴えを起こしました。裁判を準備する時、私は千二百人以上の会員一人一人と面談し、一人一人の被害の実態、苦しみ、悲しみ、怒りを聞きました。それは、人間の心を持つた者なら、誰でも、涙なしにはできない事でした。

しかし、東京地裁は私たちの訴えを一切認めませんでした。

皆さん、我々朝鮮人も、切れば血の噴き出る肉体であり、命ある限り生きんとする本能、家族への情愛を持った貴重な人間で

す。それは、日本人も同じはずです。「...」おられる皆さんも、父母があり、妻子、あるいは夫があるでしょう。私たちの悲しみ、苦しみ、怒りが理解できるはずです。

六百万人以上の朝鮮人の苦痛、血、汗、涙と引き換えに、日本は戦争を遂行しました。そして戦後、日本人の被害には補償してきました。しかし我々朝鮮人には陳謝の言葉もなく、補償も一銭も受け取っていません。どうして日本人にだけ補償し、かつて「日本人」として戦争に動員した朝鮮人には補償しないのか。しかも裁判所までそれを認めました。

日本はいつまで我々朝鮮人をあなどり続けるのでしょうか。日本人には「人間の良心」というものがないのでしょうか。天と神が見ています。

「帰国させる」と言って朝鮮人を乗船させ、青森の大湊を出港した浮島丸は、舞鶴湾内で爆沈し、日本が認めていただけでも五二四名が死亡しています。

しかし、日本はこれらの犠牲に対して何の責任も義務も果たしていません。

私たち遺族にも、何の補償もなく、死亡通知を受けていない者、遺骨が戻っていない

い者さえいます。心身に障害をおつた者も放置され、賃金さえ支払われていません。

日本と同じように植民地出身者を軍人軍属としたイギリス、フランス、イタリア、ラトビア等の他国民を軍に編入したドイツ、いずれの国も自国民に準じた扱いをしています。日本のように、国家間の取り決めとしてではなく、戦争に動員した国家の当然の義務として、個人に対して年金その他の補償を行っています。

戦前、日本は皇民化政策で、朝鮮民族の文化、伝統を根こそぎ破壊し、朝鮮人は日本の為すんで命を捨てられるケモノと同じくさせたとしか思えません。

敗戦後、日本は平和国家になったと公言していますが、戦前の日本と、現在の日本と、どこがどう違うのでしょうか。

一百万人以上の朝鮮人を、まるで戦争武器と同じよう使うだけ使って、敗戦後にはゴミと同じく捨てたのです。

私はすでに七八歳です。日本国がすみやかに、公式謝罪と賠償を行うよう求めます。

## 歴史を掘り起し」との重複

（朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全  
国交流集会に参加して）

七月三十一日と八月一日の二日間にわたり、「第十回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会」が熊本で開催され、関釜裁判を支援する会から戦後補償の分科会を中心に行われ、花房、松岡、井浦の四人が参加しました。

初日の全体会では、実行委員会委員長の村田久さん、全国世話人会代表の飛田雄一さん、全国世話人会顧問の田中宏さんによる挨拶ののち、韓国・太平洋戦争犠牲者遺族会の金景錫（キム・ギヨンソク）さんから格調高いアピール、続いて北九州から親子三代で参加された裴東録（ペ・トンノク）さんが在日一世の大変な苦労について時折涙を見せながら話されました。共に壇上に上がられたオモニは高齢にもかかわらず、当時辛い労働を忘れるために踊られた踊りを披露され会場は深い感動に包まれました。

全体会に引き続き行われた分科会は、一

日目は、西松建設裁判(広島)、三菱金順吉裁判(長崎)、関釜裁判などの現状と課題について報告があり、二日目は「戦争被害調査会法」に対する取り組みについて参加者で討論を行いました。ここでは各裁判の現状報告については割愛し、二日目の討論の報告をします。

まず、「戦争被害調査会法」について、花房さんより「調査会立法化運動」の現段階と展望・影響について、①裁判所へ訴えるという方法だけでなく立法における解決が可能となる。②国会議員と国民の歴史認識の変化をもたらすことが出来る。③調査が進むことによって裁判による影響を与えるなどの説明がなされ、その後活発な討論となりました。

否定的な意見としては、裁判を続けていくだけでも大変なのにこれ以上活動を広げるのは困難である、立法化するにあたって信頼できる政党ははたしてあるのかという見解が示されました。しかし一方で、裁判だけでなく調査会法の立法化を目指す道もさぐる必要があるのでないかという意見、あるいは立法化を勝ち取つたにしても、民間人が入れないのであれば果たしてちゃんとした調査ができるのか、妥協した内容になるのではないか、などの懸念も表明されました。

ました。

最後に田中宏さんから、現在の戦後補償問題の状況について中国を中心に説明され、アジア太平洋戦争で亡くなつた人々に対する日本政府のあまりに大きい内外格差は問題であること、また戦後補償裁判を何を目的にやつて行くのか、と問題提起をされました。これらの問題は一朝一夕で討論できることではないので、残念ながらそこで時間切れとなつてしましましたが、裁判で大変な労力を割きながらも、やはり裁判所以外で戦後補償の必要性を訴える運動を広げて行かなければならないのではないかというのが参加者の大筋での結論ではなかつたかと思います。

最後に恒例のフィールドワーク、私と松岡さんは「荒尾・大牟田市にまたがる三井三池の四山・万田・宮原坑跡を見学」する『三井三池コース』に参加しました。日本人の僧侶が托鉢で費用を集めて建てたといふ炭鉱で亡くなられた朝鮮人を弔う慰靈塔、過酷な労働を強制された炭鉱跡、先に紹介した北九州市の裴さんが発掘し大牟田市と交渉して石碑を建てさせた馬渡社宅跡地(戦時中は朝鮮人収容所であつたという)などを見学しました。「三井の企業城下町」大牟田市は戦時中、約三千人の朝鮮人を始め、

中国人、捕虜、囚人、与論島の人を酷使し、莫大な利益をあげたそうです。

初めての参加で十分消化できたとは到底言えませんが、多くの人たちが強制連行・強制労働の歴史を掘り起こうと努力されていることを知りました。日本が被害の方々について、調査はおろか謝罪も補償もしてこなかつたことにあらためて怒りを感じ、私自身も日本人として知らないことがあまりにも多いことを反省し、日本が引き起こした侵略戦争被害についての日本政府による調査・謝罪・補償を要求していかなければならぬとの思いを強く持ちました。



建立文  
言念碑の建立文

# 裁判の傍聴をお願いします

## 第4回口頭弁論

1999年11月26日(金)

午後2時より

柳下(ユタ)さん意見陳述  
元勤労挺身隊原告(富山不二越工場)

## 広島高等裁判所

広島市中区八丁堀2番-43

☎082-221-2411

あああああああああああああ

### 関釜裁判を支援する会・活動日誌(28)

1999年

- 6月27日 戦争被害調査会法を実現する市民会議・福岡は午後4時から1時間天神岩田屋前で宣伝と署名を行った。27名の参加で1500枚のビラまきと、147名の署名を集めた。NHK、朝日、毎日、西日本新聞各社が取材し、写真入りで報道された。
- 7月3日 名古屋で開かれた第1回朝鮮人女子勤労挺身隊関係訴訟弁護団・支援団体交流集会に福岡から、山本弁護士、松岡、花房、福山から都築勤さんが参加した。
- 12日 第77回定例会
- 17日 「歴史の事実を明らかに! 全国キャンペーン」鹿児島実行委員会結成集会で花房、「なぜ今戦争被害調査会法が必要なのか」と話す。
- 25日 《市民会議・福岡》は天神・岩田屋前で18名の参加で第2回目の街頭宣伝・署名を行い200名余の署名を集めた。その後、会議、市民会議福岡は福岡出身公明党議員(神崎、弘友、東、木庭各議員)に要請文を送る。
- 31~8月1日 第10回朝鮮人・中国人強制連行・強制労働を考える全国交流集会が熊本で開かれ、支援する会から4人が参加した。
- 2日 北原県議に公明党福岡県本部長東議員への要請文を届け助力を乞う。
- 15日 市民会議福岡は午後5時半より天神岩田屋前で街頭宣伝・署名を行った(参加10名)
- 16日 第78回定例会
- 23日 控訴審第3回口頭弁論に出席するため、光州の梁錦徳さんと李金珠さんが来日。大邱の元日本軍「慰安婦」李容洙さんも裁判の応援で一緒に来日した。弁護団との打ち合わせの後、夜交流会。
- 24日 広島控訴審第3回口頭弁論が開かれ、梁錦徳さんが意見陳述。戦後補償裁判に取り組む弁護士連絡協議会(弁連協)の5人が裁判応援に駆けつけ人廷(傍聴者約80人)その後の記者会見で弁連協が閻釜裁判支援のアピール。夜広島連絡会主催の集会。
- 25日 三次市で閻釜裁判を支える広島県北連絡会準備会主催の集会が原告たちを迎えて開かれた。
- 26日 福山で原告たちを迎えて裁判報告集会が開かれ、夜楽しく交流。
- 27日 原告たち広島空港から帰国。

7月

- 5日 関釜裁判ニュース29号の編集会議。
- 6日 市民会議・福岡第3回会議。9月福岡県議会、市議会、北九州市議会に請願書を提出すること等を決定。
- 16日 福岡ネットワークの議員の働きかけで、民主・市民クラブ国に戦争被害調査会の設置を求める会派意見書を福岡市議会に提出。
- 17日 北九州市議会に陳情書を提出。
- 19日 第4回の街頭宣伝・署名(12名参加、署名約120名分)
- 20日 福岡市議会で請願書の趣旨説明をおこなう(松岡)。継続審議扱いとなる
- 21日 第79回定例会
- 26日 ニュース29号の原稿校正作業
- 28日 福岡県議会に請願書提出、記者会見
- 10月3日 ニュース29号編集作業
- 11日 ニュース29号発送作業

◎明太(メイタイ)かつぶく

(ダイエー・ホーフランの皆さん、優勝おめでとうございます。ダイエーのめぐらす商店街、飲食店、映画館も優勝おめでたサービスで、振興券などめぐら経済波及効果は大きですね。(Y))

### 閻釜裁判ニュース 29号

1999年10月10日発行

編集作業人 井上由美 佐京剛志  
佐京拓子 花房俊雄  
花房恵美子

発行

### 戦後責任を問う 閻釜裁判を支援する会

代表 松岡澄子 入江靖弘

E-mail hanafusa@df6.so-net.ne.jp

会費 3,000円

郵便振替 01740-0-47678

口座名 閻釜裁判を支援する会